

第7回一般社団法人宮崎県理学療法士会定時総会議事録

1. 総会の種類 第7回通常総会
2. 召集年月日 2019年6月吉日
3. 開催場所 宮崎リハビリテーション学院
4. 開催日時 2019年6月23日(日) 午前11時00分
5. 総会員数 1166名
6. 出席会員数 841名 (内訳) 本人出席 128名
委任状出席 713名

7. 議長選任の経過

定刻に至り、高月事務局長が開会を宣言し、本日の定時総会は定款第21条第1項に定めた定数を満たしたので有効に成立した旨を告げる。

続いて議長の選任をはかったところ、満場一致をもって議長に中城和輝氏(三財病院)を定款の定めに従い選出し、副議長に大村洋平氏(潤和会記念病院)を議長補佐として選出した。

8. 議事録署名人選出の経過

議事録署名人の選出をはかったところ、満場一致をもって中田洋輔氏(鶴田病院)、中城和輝氏(三財病院)、大村洋平氏(潤和会記念病院)の3名を定款第24条第2項の定めに従い選出した。

9. 議案の審議

議長より議案の審議に入ることが告げられ下記議案について審議された。

第1号議案：平成30年度事業報告に関する事項

高月事務局長、各担当局長より平成30年度事業報告について説明が行われた。

第2号議案：平成30年度決算に関する事項

越智財務部長より、平成30年度決算報告(収入、支出、継続事業、法人会計、資産)について説明が行われた。引き続き武田監事より、年間業務・領収・書類関係など適正に決算処理がなされている旨の説明があり、監査報告がなされた。

議長は、第1号議案、第2号議案について総括質疑はなく、一括採決が行われ、拍手により満場一致をもって承認された。

第3号議案：定款変更に関する事項

中田会長より、定款変更に伴う承認について説明がなされた。一般社団法人宮崎県理学療法士会定款第4章役員(役員の設定)第24条2について、「理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とする」を「理事のうち、1名を会長、複数名を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とする」に変更。続いて(役員に対する報酬等)第30条について、「理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる」を「理事及び監事に対して、総会におい

て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる」に変更（詳細については、下記「一般社団法人宮崎県理学療法士会定款新旧対照表」を参照）。

一般社団法人 宮崎県理学療法士会定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第24条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名以上15名以内</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち、1名を会長、<u>複数名</u>を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(略)</p> <p>(役員に対する報酬等)</p> <p>第30条 理事及び監事に対して、<u>総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第24条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名以上15名以内</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち、1名を会長、<u>2名</u>を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(略)</p> <p>(役員に対する報酬等)</p> <p>第30条 理事及び監事は<u>無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。</u></p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>

議長は、第3号議案について総括質疑に入る旨を告げたが質疑がなかった為、定款第21号2項「総正会員の半数以上であって、総正会員の決議権の3分の2以上に当たる多数をもって行う」を宣言したうえで採決し、拍手により満場一致をもって承認された。

第4号議案：役員改選に関する事項

串木野委員長（選挙管理委員会）より理事及び監事の選挙結果についての説明が行われた。選挙規定9条5により、理事15名、監事2名が無投票当選となった旨の報告がなされた。役員就任について、拍手により満場一致をもって承認された。

【報告事項】

1) 2019年度事業計画および予算案について

高月事務局長より、2019年度事業計画について、事務局、職能局、学術局、社会局、ブロック局の主だった事業計画の説明がなされた。事業計画の詳細については、宮崎県理学療法士会ホームページに掲載予定である。

越智財務部長より2019年度予算案の説明がなされた。経常収益については前年度より102,500円増の16,705,000円を見込んでいる。支出合計は19,135,436円となり、収入から支出を引くと2,430,436円の赤字となるが、前年度の繰越金で対応することで予算上は黒字となる予定。

2) 公益社団法人日本理学療法士協会代議員総会について

中田会長より報告がなされた。2019年6月8・9日、国際医療福祉大学東京赤坂キャンパスにて開催された第48回日本理学療法士協会定時総会に参加したので報告する。

① 第1号議案 名誉会員の承認

名誉会員規程第3条第1項に基づき、大阪府理学療法士会推薦の森永敏博氏（71歳）を名誉会員とすることが承認された。

② 第2号議案 会員の除名

定款第9条第2号「この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき」に該当し、定款第12条第1号の規程により会員1名を除名することが承認された。

③ 第3号議案 定款改正案の承認

事務所移転に伴い、主たる事務所の所在地を変更するため、事務所移転に伴う変更が承認された。代議員定数の変更について、300名とする案は否決された（現在は各県会員概ね300名に1名の割合で選出されている）。

④ 第4号議案 定款細則案の承認

Ⅱ.会費に関する項の賛助会員A,B,Cの区分を撤廃し、年額一律に変更する案が承認された。Ⅳ.代議員に関する項の代議員定数変更に伴う算出方法の変更については否決された。

⑤ 第5号議案 2019,2020年度役員の選任

定款第19・20条の定めるところにより、役員の選任決議が行われた。理事23名、監事3名が選出された（理事中前氏の辞退により、藤澤氏が繰り上げ就任）。

⑥ 第6号議案 役員報酬等委員の承認

次期役員報酬等委員会の承認を求める件について、任期は本総会より2021年定時総会終結までとし、委員を市川彰氏、林克郎氏、宮本謙三氏、成田妙庫氏（社会保険労務士、辺士名厚氏（公認会計士）とすることが承認された。

⑦ 第7号議案 議事運営委員の承認

次期運営委員を選出について、任期は本総会より2021年定時総会終結まで、選出すべき議事運営委員数を代議員5名、事務局員1名とすることが承認された。

⑧ 第8号議案 2018年度事業の報告、決算書類の承認

半田会長より、会員数の増加による組織内活動の多様化、社外活動の急激な増加、社会保険システム的大幅な変動等によって、本会業務は質、量ともに困難な状況となっており、大幅な業務執行体制の変革の必要性を感じた一年であったと事業総括の報告があった。職域の防衛・拡大として、診療報酬及び介護報酬への取り組み、地域包括ケアシステム推進のための都道府県理学療法士会活動の支援強化、予防に関する大規模研究、海外戦略展開の強化について報告があった。理学療法士の質の向上として、臨床実習指導者の育成、新生涯学習システム、学術大会の文化学会・分散化開催、学術研修大会、外部評価機構設立についての報告があった。

⑨ その他



会館建築について、竣工は2020年3月予定。借入金5億円、今後5年間は「会館設立積立金」を返済に充当し完済後は徴収しない方向を目指す。小川かつみ氏の当選以降、政治・行政の両面において本会に対する対応は大きく良い方向へ変化した。今後も重要な取り組みになると報告がなされた。

以上をもって第7回一般社団法人宮崎県理学療法士会定時総会の議案全ての審議を終了した旨を議長が告げ、午後12時6分に散会した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人これに署名（記名押印）する。

2019年6月23日

一般社団法人宮崎県理学療法士会
議事録署名人印

中田 洋輔 
中城 和輝 
大村 洋平 